

文化審議会第2期博物館部会（第7回）

令和3年3月24日

**【稲畑補佐】** 定刻となりましたので、開始させていただきます。よろしくお願いいたします。

今回も前回から引き続きオンラインでの開催ということで、簡単に注意事項をおさらいさせていただきます。まず、皆様、原則ミュートにさせていただいて、委員の皆様は、ビデオはオンにさせていただきますよう、お願いいたします。発言する場合は「挙手」ボタンか、あるいは画面上で手を挙げていただくなど、分かるようにしていただければと思います。議事録をとっておりますので、発言の前にはお名前を添えていただけると大変助かります。そのほかトラブルが起きましたら、事務局までお電話いただければ対処いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。まず、初めに文化庁審議官の出倉より御挨拶をさせていただきますと思います。審議官、よろしくお願いいたします。

**【出倉審議官】** 委員の皆様には、大変お忙しい中、御参加をいただき、ありがとうございます。ここ東京の首都圏でも一昨日には緊急事態宣言が解除され、文化芸術活動も回復に向けて少しずつ動き出したところでございます。この博物館は地域の文化芸術活動の中核となり得る施設でございまして、今後、このポストコロナの社会を見据えましても、その在り方を再考し、一層振興していくことが必要だと考えてございます。

特にこの博物館行政の基礎であります博物館法につきましては、制定から70年が経過をし、実体との乖離や現代的な課題への対応の必要性、こういうものが指摘されており、本部会の設置時からの検討課題となっております。前回の会合、1月13日の会合では、このような法制度の在り方について集中的かつ実務的に検討するためのワーキンググループの設置を御了承いただいたところでございまして、その後、直ちにこのワーキンググループを設置し、座長の浜田先生、それから、副座長の佐々木先生を中心に、これまで3回にわたって鋭意議論を行っていただいたところでございます。

本日の会合では、このワーキンググループにおける審議の経過を中間的に御報告させていただきます。その方向性についてこの本部会におきましても御審議をいただきたいと考えてございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**【島谷部会長】** こんにちは。島谷です。それでは、文化審議会第2期第7回の博物館部

会を開催いたします。本日の議事は、お手元に資料が届いていると思いますが、博物館部会法制度の在り方に関するワーキンググループの審議状況についてとなります。初めに今年の1月に委員の皆様にお諮りして、部会の下に設置いたしました法制度の在り方に関するワーキンググループにおける審議の状況について、浜田委員より御報告いただいた後、各委員から報告いただいた内容について御意見を頂戴したいと思っております。

なお、会議資料は事務局から皆様に事前にお送りしておりますが、資料が見られるか御確認をいただきまして、何かありましたらすぐに事務局にお知らせください。

では、まず、ワーキンググループの座長を務めておられます浜田委員からワーキンググループにおける議論の概要について御報告をいただき、続けて文化庁から配付しております資料の内容について説明をお願いいたします。

では、浜田先生、5分程度で報告をお願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

**【浜田部会長代理】** 皆さん、こんにちは。それでは、浜田からワーキンググループの報告をさせていただきます。今お話がありましたように、1月の部会以降に皆様から法制度の在り方に関するワーキンググループの設置の承認をいただきまして、2月に立ち上げて、これまで3回にわたり審議を進めてまいりました。ワーキンググループのメンバーは、皆さんのお手元に恐らく以前に名簿が届いていると思いますが、10名から構成されまして、この部会からも座長の私と、それから、副座長の佐々木委員のほかには半田委員、小林委員の4名がワーキンググループ委員としても参画しております。

まず、第1回目のワーキンググループなのですが、2月9日に第1回目のワーキンググループが開催されまして、この日は方針決定と、それから、登録制度の枠組みについて論議をいたしました。このワーキンググループを進めるに当たって、基本的な前提といたしまして、まずこの部会でも確認したところではありますが、博物館は引き続き社会教育機関であるということを前提に、しかし、博物館法制定から70年を経て大きく変わった社会変化に伴う博物館の社会的役割の多様化にどう対応すべきかということに論点を絞って検討していくということで進めてまいりました。

時間、あるいは回数も大変限られている関係から、博物館法本体の論点の洗い出しから行って、省令や告示に関わるものは後回しにしましょうということで論議を進めさせていただきました。我々がいただいている使命としては、博物館の定義と使命について、それから、登録制度について、そして学芸員の資格制度について、さらに登録制度と連動した博物館振

興策についてという 4 つをいただいたわけですが、そのうちのこれまでの 3 回では、登録制度に重点を置いて審議を進めてまいりました。今日の中間報告内容としては、主には登録制度の在り方について報告するという形になります。この後、3 回目の後半から、続く会議の中で学芸員資格制度、あるいは学芸員の在り方について審議するという予定であります。恐らくその結果として博物館の定義づけとか使命ということが検討されるはずですし、登録制度、あるいは学芸員の制度にも関わってくると思いますが、その延長線上に博物館振興策が検討されるべきであろうという方向性で、これらはこれからの検討課題として残してあります。

それで、今日は、後ほど事務局から細かい報告をいただく予定ですが、我々、ワーキンググループの検討の方向性として、博物館や、そこで働く学芸員の底上げですとか、あるいは盛り立てをどのように法的に行うことができるか、ということ的前提として考えてきたというのが 1 つのポイントになるかと思っております。また、これはこれから論議すべき、特に学芸員制度に関する問題と思うのですが、博物館は研究機関である、あるいは学芸員も研究者であるという御意見も強いのですが、その一方で、やはり社会教育機関という使命を考えると、市民が学ぶ、その知の拠点であるということ、あるいは教育機関として地域との関係性をどう考えるかということも恐らく重要な問題になってくるものと考えます。それらについては、今後詰めることができたら良いと思っております。

重ねてとなりますが、これまでの 3 回の論議の流れなのですけれども、まず、第 1 回目に論点の洗い出しを行いました。複数の委員から、どのようなことが課題としてあるかということをお手紙でお出しただいて、それをキックオフ・ディスカッションという形で開催させていただきました。その後、引き続き、登録制度の枠組みを検討したわけですが、この部会でも外部の方からの報告を受けたように、第 1 回目は日本学術会議からの提言ということで、東大名誉教授の小佐野先生から、この登録制度について御紹介いただきました。それから、ワーキンググループの佐久間委員からは、登録制度によるスタンダード設定とネットワークによる機能強化ということも報告をいただいております。

第 2 回目も登録制度の枠組みを引き続き検討した後に、今度は審査と評価について論議を進めました。この場では東京都教育委員会の原委員から、東京都における登録審査の実態と意義について報告をいただいて論議を重ねました。そして、3 月 5 日に第 3 回ワーキンググループを開きまして、この前半で、これまで 2 回にわたって論議しました登録制度の枠組みと審査と評価のまとめを行い、その後、後半で学芸員制度について論議が始まったという

段階になります。その結果といたしまして、今日は主に博物館登録制度についての中間報告をさせていただくということになりますので、この後は、資料1に基づいて事務局から御説明をお願いしたいと思います。

以上になります。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。

では、事務局からお願いいたします。

**【稲畑補佐】** 事務局でございます。資料1を御覧いただけますでしょうか。審議の経過は浜田先生から御説明いただいたとおりでございますけれども、この3回にわたる審議の中間的な結論を報告するべくまとめたのがこの中間報告、資料1でございます。まず1ページを御覧いただきますと、1ページ目には、御覧いただければと思っておりますけれども、これまでのワーキンググループ設置に至った経緯と社会的背景について書かせていただいております。これは部会でも御議論いただいた、皆様、御承知のとおり事項かと思っておりますけれども、3段落目、最も重要なのは3段落目、博物館は様々な文化芸術の展開の中核となり得る施設であるという、その期待される役割が非常に多様化、高度化している一方で、その活動を支える資金・人材・施設等の基盤が弱体化しつつあるという問題意識が今回の法改正に至る重要な問題意識であるということは確認しておきたいと思っております。

次、2ページ目を御覧いただきますと、この社会的背景を踏まえて現行制度の課題と、これまでの議論についてまとめさせていただいたのが2ページ目以降でございます。2ページ目も前回の部会で確認させていただいたことと非常にオーバーラップいたしますので簡単に御説明いたしますけれども、現在の現行法における登録制度、博物館相当施設の指定は、戦後、公立施設への補助、政府からの補助と私立博物館への税制上の優遇を行うための、いわば枠組みであったということが当時の法律の制定過程の資料からもうかがえるのですが、全国で博物館を増加させていくという時代背景の下で、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための枠組みであったということが言えるかと存じます。

ただ、制定から70年、今年でちょうど70年だそうですねけれども、70年が経過して時代は非常に変わっておりますので、現在では以下の課題を抱えているということで3つ課題を整理させていただいております。まず1つ目は、設置者が限られるという点です。現在は地方公共団体、あるいは一般社団財団法人等に限定されておまして、国立、あるいは独立行政法人立、大学立、地方独法立、株式会社立等の現代に至って多様化している博物館の設

置主体を対象とできていないということが問題点の1つとして挙げられます。

2つ目は、審査が非常に外形的な基準を基に行われていることによって、学芸員の設置の有無、あるいは年間の開館日数、施設の面積等によって行われているため、博物館としての機能や活動の質を問うものとはなっていないということが問題点として挙げられます。これによって博物館の質の向上にこの制度が貢献できていないのではないかという問題意識がございます。望ましい基準というのを博物館法に基づいて作っておりますけれども、こちらは望ましい在り方を示した基準でございまして、ほかの制度と結びついておりませんので、影響力は限定的であるということです。

最後、3点目は、歴史的な経緯から現在ではメリットが非常に少なくなっているということで、特に冒頭御説明しました公立への補助は三位一体改革に伴って一般財源化されておりますので、メリットが非常に少なくなっているということに比例して、現在の博物館類似施設を含む5,000以上の博物館の約2割程度しか登録・相当になれていないという現状がございます。

このような制度的課題を踏まえて、これまで様々な議論が行われてきたというのが2ページ目の下から2ポツ目以降になります。この辺りも前回御説明いたしましたけれども、2007年に取りまとめられた協力者会議の報告書、これがその翌年の法改正では十分に反映されていなかったということで、この報告書における提言が今回の議論の基礎ともなっております。今回、参考資料として皆様にお送りさせていただいておりますので、適宜御参照ください。

次、3ページですけれども、2007年の報告書を踏まえて日本博物館協会においても調査研究を行っていただいて、さらに具体的な登録基準案の在り方について検討いただいております。また、先ほど浜田先生からも御紹介いただきましたけれども、日本学術会議においても、提言を二度にわたって行っていただいておりますので、それについてもワーキンググループで意見を聴取しております。今回も参考資料として配付しておりますので、御確認ください。

さらに、3ポツ目、国際的な議論についても様々に御指摘がありました。2015年のユネスコの勧告でありますとか、2019年のICOM京都において、簡単に一言で申し上げますと、博物館の現代的な多様な役割について指摘がされているということへの対応が必要であると思っております。このような議論の経緯を踏まえて3ページの2ポツ目以降は、具体的に現在の登録制度をどのように変えていくべきかということをお議論いただいた取りまとめをさせていただきます。

まず、最初に制度の理念と目的という見出しがついておりますけれども、もともとのこの登録制度・相当施設の指定は、博物館が公共的な活動を行うための基本的な要件を備えているかどうかを審査するというのが目的、理念でございました。新しい制度では、この枠組みを、公的支援の対象という枠組みは維持しつつ、審査と登録を通じて各館が自らの活動のクオリティを改善・向上していくことを促進するというのがまず1点目でございます。

もう1点は、前回の部会でも委員の皆様から非常にいろいろな御意見をいただきまして、太下先生からはトリアージにつながるようなことは避けたほうがよいという御意見をいただきましたけれども、この選別や序列化ではなくて、底上げと盛り立てを行っていくのだという理念を確認いたしました。さらに3ポツ目、各館が自らの活動を改善していくという観点からは、現在、登録と相当施設の枠組みに入っていない類似施設へのアドバイスを行うような枠組みも必要ではないかという御意見をいただきました。

次、4ページ目です。4ページ目の一番上のポツは、名称について書いてございます。この後ろでも出てきますけれども、制度の内容、制度の枠組みを変更するに伴って適切な名称をつけていく必要があるという提言をいただいております、例えば「認証」であるとか、「認定」であるとか、そのような適切な名称を検討するべきであるという御指摘です。この辺りは法制上の検討も当然必要となりますので、今後、事務局で検討いたしますけれども、以後の文章では、登録（認証）と仮に書かせていただいております。

次、制度の対象範囲ですけれども、課題のところでも御説明いたしましたけれども、ここは、基本的には法人の類型による制限をできる限りなくすという方向で一致しております。できる限りなくすけれども、2ポツ目です。他方で、博物館として一定のレベルで公益性を担保する必要があるということで、こちらは、その法人の類型で入り口からシャットアウトするのではなくて、審査の段階でこの公益性を担保するべきであるということで議論は一致していたかと思えます。したがって、審査基準にこのような公益性の観点も含む必要があるのではないかということです。3ポツ目は、この公益性を審査する際には、当然ながら、財務や経営の状況についても審査する可能性がありますけれども、このような審査を設置主体の特性に応じて財務上の区分を工夫する必要があるということを書いてございます。

次の見出し、審査基準のところです。審査基準は、現在の外形的な審査を博物館としての機能や実質的な活動を評価するものへと転換すべきであるということで意見は一致しております。もう既に日本博物館協会において共通基準の案が具体化されておりますので、これらを基礎としつつ、さらに詳細を詰めていく必要があるということです。この検討に当たっ

では、ただ机上の空論で終わるのではなくて、幾つかのシナリオを想定しながらシミュレーションを行ったりとか、あるいは多様な館種、関係団体へのヒアリングを密に行ってフィージビリティを確認する必要があるということです。

次、審査主体とプロセスです。現在では、都道府県及び指定都市の教育委員会において、この登録の審査が行われておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、法律上の枠組みには最低限の枠組みしか示されておられませんので、自治体によってかなり運用にばらつきがあるということが指摘されております。この先ほど御説明したような審査基準の転換に伴って、その審査の質をどのように標準化して担保していくべきかという点について議論を行いました。日本学術会議の提言では、第三者機関を設置すべきだということを御提言いただいておりますけれども、あのワーキンググループにおいても、第三者機関を設置する案と引き続き自治体で行う案、あるいはその折衷案辺りを、メリット、デメリットを比較しながら議論をいただきましたけれども、結論としては、折衷案がよいのではないかということをごここでは記載しております。

窓口と申しますか、基本的な登録、あるいは認証は、国及び都道府県、指定都市が担うということですが、次のページ、審査基準の転換に伴う専門的・技術的見地からの審査が求められる内容については、第三者性を持った専門家組織、第三者組織が一定の関与を行う在り方を検討すべきであるという御提言をいただいております。この第三者組織の位置づけについては、これも法制上の検討が必要で、権限関係などの法律制上の検討が必要ですので、改めて事務局で法制上の整理や、あとその第三者組織を設置する際に必要な財政上の支援について検討を行った上で、また改めて細部を詰めていくということにしておりますけれども、さらに第三者組織というものがどのような組織となり得るかは、現在、既存の団体の皆様とも意見交換をしながら調整が必要であるということとしております。

次、更新と評価のところですが、クオリティーを見ていくということであれば、そのクオリティーを維持されているかという更新制の導入が不可欠ではないかということを書かせていただいております。更新の期間については、ざっくりと10年程度という期間を想定しておりますけれども、この辺りも法制上の検討を行いつつ、再度詰めていく必要があるかと思えます。3ポツ目は、更新に当たって行う審査においては、各館が自らの活動と経営を改善していくという最初の理念の観点から、改善のための助言・支援を得られる仕組みを検討する必要があるという提言をいただいております。

最後、連動した博物館振興策、座長からも御指摘がありましたけれども、この博物館の枠

組みを変えるだけではなくて、振興策をセットで検討していく必要があるというのがワーキンググループでの一致した意見でございました。大きくは、全ての登録、あるいは認証された施設に対するメリットの拡充が1つと、もう一つ、2ポツ目に書いております新たな視点からの振興策を検討していくべきではないかという御意見をいただいております。

まず1つ目の全ての登録施設に対するメリットでございますけれども、大きくは予算事業、あるいは地方交付税における支援の拡大、あるいは税制上の優遇、あるいは他の法令体系と連動した振興策、例えば手続を合理化するとか、特別な措置を設けるとか、そういうような措置を検討していくべきであると。ただ、ニーズのあるものをやらないと意味がありませんので、これから関係団体から広く意見を聴取しつつ、具体的な振興策を検討していくべきであるという結論となっております。

2点目の新たな視点からの振興策として、博物館が抱える課題が多様化、高度化している現在において、もはや1つの館だけでは解決できない問題がほとんどであるのだという御意見をいただいております。複数の館を結びつけるネットワークを形成してリソースやノウハウを共有することによって課題に対応していくための仕組みというのを提案いただきました。この振興策の具体化については、さらに事務局で検討していきたいと考えております。ただ、そのネットワークの形成による振興策のイメージとして、次のポツ、分野のイメージというのを書かせていただいておりますけれども、例えば地域、館種、基本的機能、あるいは現代的課題等に基づいたネットワークを支援していくのがよいのではないかという議論をいただいております。

次、3ポツです。学芸員制度の在り方についても議論を開始いたしました。まだ1時間ぐらいしか議論ができておらず、キックオフしたばかりですので、詳細については書いておりませんが、課題の確認と、一致したところとまだまだ議論していくべきだということを書いてございます。ここまでの議論では、学芸員として活躍する者を支援して、その活動を充実していくべきだという方向性はワーキンググループで一致したのですけれども、その手法については非常に様々な意見がございました。ワーキンググループの委員からは、拙速な議論は避けるべきだ、一定の時間をかけた慎重な検討が必要ではないかとおっしゃる方が非常に多かったという状況でございます。

最後、4ポツ目、今後の検討についてですけれども、今後、大きな枠組みについて、ここでは御説明しましたけれども、今後さらに詳細な制度設計の検討を進めるに当たって様々なヒアリングを行いながら進めていく必要がある。さらにICOMとの関係での定義ですとか、



経過措置でありますとか、その辺りもまだ全く議論しておりませんので、この辺りも今後の議論となります。この辺りについても、もし御示唆がありましたら、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

**【島谷部会長】** 丁寧な説明、どうもありがとうございました。

今、浜田委員と稲畑補佐から説明をいただきましたけれども、今、お2人から丁寧に説明をいただきましたが、ワーキングで参加された先生、それから、浜田先生を含めて、何かこれに補足するようなことがございましたら、まず発言していただければと思いますが、いかがでしょうか。今の説明で十分であるということによろしいでしょうか。

では、それぞれ課題があったかと思いますが、それを詰めていかなければいけないということになってくるわけなのですが、細かい論点についてはワーキングでまた話し合っただくとしまして、話し合った成果を受けながら、各委員の御意見を頂戴できればと思いますが、どなたからでも結構でございますので、発言をお願いいたします。

逢坂委員から手が挙がりましたので、逢坂委員、お願いいたします。

**【逢坂委員】** 博物館が非営利活動の施設であり、それから、公益性を重んじた社会教育施設であるというのは、皆様共通だと思うのですが、新しい登録制度の方向性についてのところで質問があります。「選別や序列化ではなく、底上げと盛り立てを行うことにより」という、この「底上げ」と「盛り立て」というのは具体的にどういうことを意味しているのでしょうか。

**【稲畑補佐】** 事務局からよろしいですか。

**【島谷部会長】** はい。お願いします。

**【稲畑補佐】** まず、事務局からお答えいたします。ワーキンググループの委員の皆さん、もし補足があればお願いいたします。前回の博物館部会で御意見が多かったのは、登録制度を例えば第一種博物館、第二種博物館のように階層化するという日本学術会議からの案に対して、その階層化によって序列化が行われて、それが選別につながっていくのではないかと懸念を数多くいただきました。それを踏まえて、その制度のピラミッド構造の枠組みを作るのではなくて、それぞれの博物館が規模にかかわらず支援を受けられて、さらに例えば特徴的な活動を行っているところとか、積極的な活動を行っているところには、さらに支援を行うような盛り立てという枠組みもあってよいのではないかとというような議論でございます。

【逢坂委員】 今まで割合と上位に位置する博物館、それはもしかすると規模や活動の方向性によって変わってくると思うのですけれども、そういうのを意識せずに全てフラットにしていくという考えなのでしょうか。

【稲畑補佐】 フラットにしていくというか、現在の登録制度の枠組みは維持するということです。現在の登録制度は、登録を受けたもの全て登録博物館という1つの枠組みに入っておりますので、その枠組みは維持して現在の支援措置を維持しつつ、さらに全ての博物館についての支援措置も拡充を検討していくということです。

【逢坂委員】 あと2つほどあるのですけれども、登録制度の対象外となっているところも広く対象とすべきであるという中に、株式会社というのが入っていますね。でも、株式会社はやはり営利を目的とする組織なので、ここに株式会社と入れるのはやはり違うのではないかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

【稲畑補佐】 この辺りは御議論があるところだと思いますので、委員の皆様からも御議論をいただければと思うのですけれども、株式会社の中でも、一口で株式会社立の博物館、美術館等と言っても様々にあると思いますけれども、その様なものを全部一括りにして登録制度の対象にはなりませんというのではなくて、博物館の活動に着目して公益性の高いものについては制度の対象としてもよいのではないかという議論だと理解しております。

【逢坂委員】

ここに関しましては、私の意見は、やはり十分論議すべきと思っております。

それから、更新と評価の項目で、10年程度を想定すると書いてありますが、美術館にとっては、10年は非常に短いんですね。当初の登録をされた状況を維持できていないと判断したような場合には、そこで再評価することもあると思いますけれども、この設定する期間を10年に定めた、根拠はありますか。私はとても短過ぎると思います。【稲畑補佐】 ありがとうございます。ここは詳細な検討が必要であると考えております。短いという意見もありますし、長いという意見もございますので、これは法制度上の、ほかにも似たような制度がたくさんございますので、その制度の趣旨と理屈づけも見つつ、検討が必要になるかと思っておりますけれども、現在においては、審査に係る負担とその質の維持の必要性というバランスを考慮して、これ、つかみの数字だというふうに御理解いただければと思います。

【逢坂委員】 学芸員制度の在り方についてはこれから十分議論されると思うのですが、前にも少し私が申し上げましたように、博物館活動を生き生きとするための大変重要な責

任者として館長がいます。館長に対してどこかに言及していくべきではないかと思います。現状の博物館法では、学芸員等の専門家を配置する記述はありますが館長について特に専門家へのリクエストというのはないわけですね。館長については、インターナショナルにも貢献できるように柔軟な専門家の設置ということにつながる項目を入れられないかと思っております。

【稲畑補佐】 ありがとうございます。館長については、登録制度の審査基準の中で審査の対象となり得るものとして検討していくべきかと思います。既に日本博物館協会ですべて具体化していただいている共通基準案にも館長について記載されていると理解しております。佐々木先生、それでよろしいですね。

【島谷部会長】 今、逢坂委員から4つの質問、それに対して答えが出ましたけれども、そういった点を膨らませながら、御意見があるところを広げて討議していけばいいかなと思っております。いずれにしましても、この博物館法の改正によって、表現の問題はありますが、底上げ、盛り立て、博物館を元気にする、地方の文化の中核としてさらなる充実を図っていくというのがこの委員会の趣旨につながると思いますので、前向きの発言としてこうすればいいのではないかというのがありましたら、御遠慮なく挙手していただければと思います。

今、手が挙がりましたので、お願いいたします。

【太下委員】 高田先生が先だと思いますので、高田先生、お願いします。

【島谷部会長】 では、高田先生のほうから。

【高田委員】 高田です。

【島谷部会長】 じゃあ、太下さん、後で。

【高田委員】

すみません、先にさせていただきます。5ページ目の下から2ポツ目の、全ての登録施設に対するメリットのところですが、ここで他の法令体系との連動のところについて、他の法令の洗い出し作業というのをどういった人にさせるかというところを、その館種ごとでないで多分関連法令が十分洗い出せないと思いますので、他の法令体系の洗い出し作業を各関係団体に十分協議して進めてほしいというお願いが1点。

それから、関連して、その関連団体ですが、特に私の場合は動物園、水族館のところには身を置いていた関係で、御存じとは思いますがけれども、動物園、水族館には日本動物園水族館協会という協会と、実は数年前にここからいろいろ理由があって派生して、分かれた日本水

族館協会という協会が新たに誕生しています。ですので、一応、満遍なくというか、平等にいろいろな意見を吸い上げていただくためには、関連団体については1つに偏ることなく、いろいろな団体にお声がけいただけるとありがたいかなと思っています。なので、動物園、水族館については、今、2つある実情がありますので、他の博物館種におかれても、多分、関連団体が複数に分かれている場合もあるかもしれないと思いますので、広くいろいろな団体にお声がけいただければありがたいなというところが2点目。

それからもう一つですが、あと6ページの学芸員制度ですが、特に動物園、水族館の場合は学芸員職という職務がないという分野でありまして、学芸員として採用とか、学位取得という規定がないような館種も中にはあるので、その現状の職務体系の中で、これが学芸員の資格を持っていれば、こういう職務がふさわしいとか、こういう職務を充てるべきだというようなものも少し先ほどの関連団体からヒアリングしていただければありがたいかなと思います。

あと、最後ですが、先ほど逢坂委員のお言葉に返すような形で申し訳ありませんけれども、私、実は株式会社の水族館に40年勤務した後に大学教員になったという経歴を持っていて、株式会社の水族館にしながらも学会発表や研究や教育普及やというところを積み重ねてきたからこそ、今の立場で皆さんの前で委員としてさせていただいている場合もありますので、株式会社だから、金もうけしているからという視点で切ってしまうないように、活動の中身を十分審査していただいて、そのある程度の質が担保でき、きっちりした研究や教育とか、社会貢献している民間の施設であれば、それなりの評価をしていただけるとありがたいかなと思っています。

私からは以上です。ありがとうございました。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。

それぞれ検討していくことも可能なのですが、いろいろな意見をまず出していただいたほうがいいと思いますので、太下委員、お願いいたします。

**【太下委員】**

太下です。御検討いただいたワーキングの皆さん、お疲れさまでした。一方で、このペーパーを読んでどうも腹落ちしないんです。何で腹落ちしないのかということは今考えてみて、3点、コメントをさせていただきたいのです。1点目は、2ページ目で、これはそもそも登録することによるメリットというのはあまりないのだという現状が書かれているわけです。このメリットには、実は2種類あるかと思っています。その2種類というのは、1つはまず

市民や利用者にとって、こういう政策を打つことがどういうメリットを最終的にもたらすのかという点です。

今のこのペーパーは、こういうことをやっていくことによって10年後か20年後かには利用者、市民にも還元されるような博物館活動が展開できるし、維持できるのだというロジックなのでしょうけれども、どうもこれをやることによって一体博物館がどう変わるのかという点が一向に見えないというのがまず1点目です。今後の御検討の中で、最終的に対外的に出すペーパーには、だから博物館はこう変わるのだという部分も書いていかないと、狭い博物館村の中の議論のような感じに見られてしまう懸念があると思います。博物館村の議論ではないかと捉えられてしまうと、これは非常にもったいないことだと思います。

2点目は、メリットということについてなのですが、多分、このペーパーで書かれているのは、各館にとってのメリットということだと思います。手続の合理化とか、いろいろ書かれていますけれども、多分一番効果的なのは、財政的な措置ですよね。多少何かの手続が楽になったって、そんなのはメリットじゃないような気がするのです。財政的なことと考えると、これは逆に文化庁さんにどこまで覚悟があるのかということになってくると思うのです。というのは、仮に現状の各館への支援が今のままでは不十分であるということで、倍ぐらいにするのだというふうになったときに、登録博物館というのは現状で2割ぐらいということですから、最大規模の対象は5倍に増えると設定して、各館への支援が2倍になると、総体として博物館全体への支援は現状の10倍規模ぐらいにするのだという、腹をくくってやっていく必要があると思うのですね。

例えば今、私が理事を仰せつかっている国立美術館なども、この会議に逢坂さんもいらっしやいますけれども、海外の美術館と比べると人員、予算ともに非常にプアですので、当然、数倍にしていきたいと思います。そのぐらいの覚悟を持った議論なのかどうかということです。そうでないとすると、本当に絵に描いた餅になりかねないなという、そういう部分でどうも腹落ちがしないという点で、これが2点目です。

3点目として、現状の博物館のままでいいのかということ、きっとそういうことではないという中で、このワーキングペーパーの6ペーパー目に書かれているネットワーク化を通じての支援は、すごく具体的で分かりやすいと思います。逆に言うと、これは別に登録制度と関係なく、すぐにでも実行できる話なので、登録制度と切り離して、これはこれですぐにもやっていくべきではないかと思いました。ここはすごく腹落ちがしました。というのが以上3点、コメントです。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

腑に落ちるところと落ちないところがあるというので、根幹的なところとして博物館への援助を文化庁さんがどう考えるかということが出てきました。文化庁の援助そのところは予算との兼ね合いですので非常に難しいところであるのではないかと思います。各館、コロナ禍において入館者が激減しております。私が所属している文化財機構も、入場料収入が5割にも満たないような状況で運営が非常に厳しい状況ではあります。そういったところばかりだと思いますので、この点をどう考えていくかということも検討していかなければいけないかなと思っております。

非常に根幹的な質問が出てまいりましたが、ほかにその検討材料とするようなものをお持ちの委員がいらっしゃいましたら、ぜひ御発言いただければと思います。このメリットというところで、太下委員から出た、我々働いている人に対するメリットなのか、将来的な市民のメリットなのかというのは非常に大きい問題だと思います。利用者の立場で、浦島委員、何かありましたらどうぞ。

【浦島委員】 浦島です。お世話になります。私もこのペーパーを拝見していて、質の向上っていっぱい書いてあるのですが、その質というのを具体的にはどのようなもので、観光客として美術館、博物館に何う人にはどのように質が向上したというのがちょっと分からないなと思いました。博物館とか美術館にふだんから行く人って、別に登録されている博物館だから行こうとか、登録されていないから行かないわみたいなことはなくて、ただ単にそこにすてきなアーカイブがあったり、展覧会があるから行こうということになっているので、そんなに、これがこの中の人たちが変わって働きやすくなって、より一層何か展覧会が面白くなるみたいな感じになるのだったらいいのですけれども、少なくともまだよく分からないなという感じです。

あと、少し気になったのが、5ページ目の更新に当たって行う審査というところで、「各館が自らの活動と経営を改善していくことを促進するという制度の理念に鑑み、改善のための助言・支援を得られる仕組みを検討する必要がある」と書いてあって、これ、私、よく地方の観光に行くのですけれども、そういう何か、いわゆるどこかからのコンサルタントさんなのか何か分からないのですけれども、改善のための助言・支援を得られたことによって、全部地方の組織とかのすてきな施設が全部吹き抜けて、カフェがあって、画一化した施設になってしまったりして、どこも一緒だなと思って、個性がなくなってしまつてつまらないなということがあるので、この辺の何か個性、もしこういうふうには制度が変わるのだったら、

もう少し各館の個性を生かせるような助言や支援だったりするといいなと思ったりしました。

以上です。

【島谷部会長】      ありがとうございました。

これは非常に難しい。ある程度充実している、それを中級以上と言っていいかどうか分かりませんが、半田日博協専務が調べていただいた博物館の状況というのを見ますと、館長 1 人、学芸員 1 人、事務員 1 人というのが一般的なものだということを踏まえた場合に、そういったところがさらなる充実を図っていくということは、非常に難しい問題があると思います。だから、いろいろなことができる。教育普及もできる、施設の人もいる、学芸員もいる、それから、インバウンド対策もできる人もいるというようなところと、全く違う両極端のものがあります。序列化はしないのだけれども、博物館法、どういう形で変えていくと、浦島委員の発言のようなことができるか。

先ほど太下委員が言ったように、予算を外国並みに 3 倍、5 倍、あるいは 10 倍にしておくということが博物館の運営にとって、それが実現できるのが一番いいというふうに私も思っております。しかし、現状でそういったことを文化庁さんをお願いするというのではなくて、各設置者がそれは努力する部分ではないかと思っております。そのところにプラスアルファで補助等があるということが望ましいなということになろうかと思っております。

いろいろな意見が出てきたので、それを 1 つずつ片づけていかななくてはいけないのですが、先ほど高田委員と逢坂委員の意見が食い違った株式会社立についてはどうするかという意見がありました。これにつきましては、株式会社立という形になっていませんけれども、もともと大きな企業がやられていて、それが財団なり、一般社団法人なり、そんな形になって博物館になっているところもあります。それについては、その内容を吟味した結果、博物館の中でも株式会社立とは違うのだという解釈なのか。

そういう意味では内容を精査して株式会社が経営しているような博物館というのは、今どうなっているのか分かりません。たとえば、凸版の印刷博物館などが現状はどうかかなと思っております凸版の中にはありますけれども、公益性はしっかり担保されていると思います。その設置者がどうであるかということも必要でしょうけれども、その設置者の創った博物館がどう運営されているかということに尽きるのではないかと思います。どうお考えでしょうか。

逢坂委員、お願いいたします。

【逢坂委員】 今までのように民間の美術館という表現ではいけないのでしょうか。株式会社というやはり、有限会社、株式会社というふうに企業そのものを指すような気がしますので、母体が企業だとしても充実した活動を、非営利的な活動をしているところがありますから、それは民間等についてもというほうがやはり広く解釈できるのではないかと思います。ここでわざわざ株式会社と出してきたのは、ちょっと唐突に思いました。

【島谷部会長】 ありがとうございます。これは表現上の問題だと思いますが、これは事務局に答えていただきたいと思いますが。

【稲畑補佐】 事務局でございます。おっしゃるとおり、株式会社は1つの例示でございますので、より広い表現のほうが適切であるということであれば、そのように直させていただきます。ただ、事柄は変わらなくて、様々な設置形態、設置形態で門戸を閉ざすのではなくて、活動の内容を審査していくという趣旨でございます。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

【栗原オブザーバー】 座長、オブザーバーですが、よろしいでしょうか。すみません。

【島谷部会長】 はい。どうぞ、栗原さん。

【栗原オブザーバー】 言葉の問題ではなくて、株式会社は明確に違うと思うんですよ。というのは、民間と言ってしまうと、いわゆる財団法人、社団法人も入ってくる可能性があるもので、つまり、私立という広い枠組みになってきてしまうので、営利を目的としているという意味において株式会社を代表しているんですよね。それに対してどうするのかというのは、実はワーキングの中でも何度か議論をしていたので、そういう意味において株式会社をどうするかというのは、やはり真剣に議論しないと、ここで言葉の問題として片づけてしまうのはちょっと早計かなという気はします。

一応、私、論点だけ言うと、ICOMの規約では、ノンプロフィット・オーガナイゼーションと位置づけられているので、やはり営利を目的としているところは難しいのではないかと議論があるのと、それから、先ほど来議論のあったメリットをどう考えるという場合に、税制上の優遇措置とか、いろいろな国からのメリットを与えた場合に、やはり営利団体というのは財務省的にはなかなか認められないのではないかと思うので、そういうことも含めた検討が必要ではないかということも議論しております。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございました。

では、事務局、お願いいたします。



【清水課長】 担当課長の清水です。株式会社制、民間でという用語の問題でということではあるのですが、全体の方向性として、現在、まさに今、税制の議論などもありますけれども、民間の文化施設であっても税制の優遇を与えるべきではないか、その活動実績に照らして、そういうことを政府内でも議論をしているということでもあります。そこはもう先行して、まさに博物館制というか、博物館のその活動の、まさに公益性、また、博物館における役割、定義上の役割というものに照らして、その活動を担うその主体というものをしっかりと支えていく、支援をしていく在り方というものは、ある種、先行して議論がされている。ここで ICOM での定義であります、参考にはすべきだとは思いますが、我々が支援すべきは、活動の内容であって、その活動を最初にアプリアリに非営利でなければならないのだということでの、その定義に沿って何か支援の体系を整理しているということはないと思っています。

要するに非営利であるべきだ、非営利が原則だということはいいと思いますが、非営利でなければ博物館ではないとどうして言うことができるのだろうかというのは、1つ問題意識としてはあろうかと思えます。なので、財務省に要求して通りそうにないからやれないのだとか、そういう議論は全くないということだと思えますし、その前段に立って、まさに様々な機能を有している社会教育施設としての機能でありますとか、非営利を原則とすべきだという考え方に立っても、まあ、その中で株式会社がやっているそのものでありますとか、そうした博物館機能を持っているところをしっかりと先ほどの考え方で言えば、底上げを図り、盛り立てていくということの対象に乗せていくというのは、現在の政府の方針ないしはここでの議論の中での方針としてはあろうかと思っております。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

今のお答えで答えを出したということではないのですが、これは引き続き報告書を出すときにも考えていくべきことかなと思っております。

それで、浦島委員から出た発言、本当に本質的なことでして、利用者のメリットって何だろうと考えた場合に、利用者から見えない部分も博物館保護法を考えていく場合に、保存と活用、両方考えていくからこそ博物館だと思います。つまり、お客さんに喜んでもらうことだけが我々の仕事ではないと考えております。そのメリットについては、来るお客様、働いている人、博物館の施設、環境、それから、所蔵品、それぞれが増えたり、充実していることが博物館にとってのメリットだと思いますので、そこを精査した上で表現していくのが

正しいことではないかなと思います。

このコロナ禍で非常に私も痛感いたしましたけれども、以前のように、例えば阿修羅展であるとか、ああいったふうに人がたくさん入ればいいのだとか、そういう展覧会の形から変わっていかねばいけないなと思っております。だからといって、入らない展覧会がいいのだということでもないので、学芸員、研究者の独りよがりになることではなくて、利用される社会施設としての博物館の役割も果たさなければいけないということです。それを考えた場合に物を持っている博物館と物を持っていない博物館、美術館の在り方というのは変わってくると思うんですね。だから、借りてこなればいけないところに関して所蔵品の充実ということと言っても絵空事になるでしょうから、そういった 2 通りの博物館があるということも念頭に置いて、相対的に話を進めていかねばいけないと私は考えております。皆さん方も立場、立場でそれぞれ御意見が変わってくることかと思えます。

それで、この本質的な質の向上ということ、この登録制度のメリットという、そのメリットは何かということについて、皆さんのお考えを整理しておくことがワーキンググループでも話が進んでいく、具体的になっていくことではないかと思えますので、メリットであるとか、質の向上について御意見がおありの各委員からの意見をお待ちしております。いかがでしょうか。

【川端委員】 川端ですけれども、よろしいでしょうか。

【島谷部会長】 はい。川端委員、お願いいたします。

【川端委員】 メリットということで考えたときに、いわゆる日本の博物館の平均像が館長 1、学芸員 1、事務員 1、そういうところに公立には限るのですけれども、今どきひもつきの交付税というのは時代遅れかもしれないのですけれども、例えばもう 1 名の学芸員を雇用できるような、そういう助成、補助がある。そういう形で後の学芸員制度とも関係するのですけれども、いろいろな機能を持った学芸員がより多く配置されるというのは、結果的に利用者のメリットにもつながっていくのだらうと思うんですね。学芸員 1 名しか雇えないとか、あるいはそれが任期制であるとかということよりは、かなりそのデメリットというのを解消できるかなと思います。

あと、株式会社云々のことで言うと、結構、やっぱりその中でも分かれてしまうかなと思うのが、大阪には海遊館という大規模な水族館がありますけれども、あれは株式会社海遊館なんですけれども、じゃあ、営利を目的としちゃいけないと言われると、それこそ我々自身がやっている大規模な展覧会というのは、逆に何なのだというふうに言われかねないと思

うんですね。そこは分ける。それと、大企業の一部というふうなのとは違うのですけれども、じゃあ、どう分けるのというのは難しいかなと思います。例えば海遊館で言いますと、きちんと研究所、分館的なものを持っていて、そこでいろいろ水族の飼育技術の研究なり、あるいは種の保存に関する研究などもやっているということを言うと、それは十分公益性を持っていることなのだろうと思う。その辺り、名称の問題でもなく、では、何が大事なのだというのはやっぱり議論が必要かなと考えています。

今の論点とずれるのですけれども、ついでなので言いますと、審査ということで言うと、皆さん、ジオパークというのを御存じですかね。数年前にユネスコ認定になって、ユネスコ認定になった途端に世界遺産と同じぐらい各自治体が頑張っていて、うちもジオパークになろうみたいのがあったんですけれども、この場合は日本ジオパークという日本国内のものと、それといわゆるユネスコ認定の世界ジオパークというのがあって、まず日本ジオパークの認定というのは、独立した日本ジオパーク委員会というところが審査をして、最終的には日本地球惑星科学連合という学会の公開の場で最終審査を行うということを行っています。それと、4年に一度の再認定審査というのが必ずあって、問題となった場合はイエローカードが出て、2年後に改善していなければレッドカードが出るということがあります。

逆に今度、世界ジオパークになるには、日本ジオパークで頑張った上で、さらに世界を目指すという場合に、国内でまず推薦されて、今度はユネスコのほうの審査がある。こちらもやはり同じように4年に一度の再認定の審査というのがあって、かなり厳しい内容になっていて、その審査基準をクリアできない、するのはかなり大変だからというので途中で諦めてしまうところもあるというふうになっています。もちろん、全体のボリュームとして日本の博物館の数とそのジオパークの数というのは全然違うので、じゃあ、これを同じように4年、5年に一度できるかどうかというのは、当然ながらもいろいろ考えなければいけないと思うのですけれども、いわゆる登録博物館の審査に関わった経験から言うと、やはり一度登録してそれっきりではなく、認定してそれっきりではなくて、再認定、再審査の制度というのは必要なかなと考えます。

あと、最後に1点だけ、文章の中でも一部触れられてはいますけれども、ICOMによる博物館定義、これは本来であったら2年前の京都大会で批准されてという予定だったのが今延びていますけれども、これと博物館法の改定のタイミングというのはなかなか難しいというか、悩ましい気はするのですけれども、博物館の目的であったり定義であったり、そういう部分があまりにずれていては、それはそれで問題だろうなと思うので、その辺りもき

ちんと、この場でも、またワーキングでも議論してうまくいくようにしていきたいと考えています。いろいろ雑駁になりましたけれども。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

質の向上から展開して、審査のほうまで話が進っていきまされたけれども、別に関係ない話題ではないので併せてやっていかなければいけないと思うのですが、審査というのも表面的な書面審査で済むものと本質的な審査というのがあろうかと思ひます。それを毎回、毎回徹底的にやるということになるとすごい負担がかかってくるのだらうと思ひます。そうではなくて本質的なところの審査ということであれば、違ふ形も考えられる。審査という表現がいいかどうか分かりませんが、そういった観点で見ていく必要もあるのではないかと思ひます。

質の向上と審査の在り方、両方になって構ひませんので、ほかの委員、まだ発言されていない委員、いかがでしょうか。半田さん、お願いいたします。

【半田委員】

ありがとうございます。私もワーキングの委員としても関わってきましたけれども、結構幅広い議論がワーキングの中でもされてきて、今回、中間報告として出されたものについて、今まで御指摘のあったところというのは、ワーキングの中でもこれから継続的に詰めていかなくちやいけないねというところと大分ダブリもあると思ひますので、方向は結構、見えてくるのかなとは思ひています。1つ、株式会社については、これについては株式会社という表現がどうだというよりは、そもそもの改正議論の中で設置者要件を撤廃、できる限り広く取っていこうという方向の中での流れだと思ひますので、あくまで御意見にもありましたけれども、設置者ではなくて博物館としての施設の在り方が質的にどうなのかということを見ていけるというふうになっていくということで、継続的に御議論がされればいいのではないかと思ひました。

それから、逢坂さんの10年程度の審査、評価の問題なのですが、これはやはり1回登録すれば登録台帳に永遠と残るといふ今の制度ではよろしくないという前提があろうかと思ひます。基本的にはやはり法がないところには行政はないという基本的な考え方に基づけば、博物館といふのは何なのだらう、社会の中でどういふ役割を果たすべきところなのかといふ問いかけから始まって、2007年の改正で積み残された部分も含めてといふのがセオリーですが、その中で国際情勢も変わってきました。そうした地球的な課題であるとか、人類的な課題を解決していく上で、博物館といふのはやはり大きな力を持っている、

人々の役に立てるのだというところは再認識されつつあるという事実もあると思うんですね。

そうした中で、では、博物館はどうあればいいのかというところを政策的に担保できる制度というものを求めていくための基準となる法律がどうあるべきかというところにおいて、浦島さんも御指摘されましたけれども、利用者から見ても、そのメリットがある。太下さんもおっしゃいましたけれども、島谷さんもおっしゃったように中にいる人たちにとっても、利用者にとっても質が向上していけるような制度に持っていきたいというところで盛り上げというような表現も入っていると思うのですけれども、例えば一人博物館では、じゃあ、どこまでできているのかといったときに、カタログは作ってあります。でも、なかなか収蔵庫にある資料の整理が進んでいません。

でも、それが進むということは、逆に言えばユーザーフレンドリーにもつながるし、その情報が学芸員さんによってもっともっと掘り起こされていけば、質のレベルも高まっていくというのは、使うほうも使われるほうも相互がWinWinになれるというところをどういうふうに法律として担保していけるのかという基本的なところをどう盛るかというところが、これからも詰めていかないといけないところだろうと思うんですね。その中で島谷さんもおっしゃいましたけれども、まさに我々はコロナ禍の渦中において、その先の博物館をどういうふうな博物館にしていけばいいのかということ問われている中での法改正でもあると思いますので、そこが質的に担保できる場所はどうなのか、定量化される評価指針というものをこれからどういうふうに考えていくのかというようにところもやはりこの法改正のワーキングでもきちっと議論を深めていかなくてはいけないところなのかなとは思いました。

10年ごとのチェックというところについては、日博協は最初、博物館にスター制度を導入したらどうだろうと考えたんですね。1つ星博物館とか、2つ星博物館とかいうようなところで、ここまでできれば1つ星で認定博物館になれますよとかいうところが、例えば資料整理はできているけれども、なかなかデジタル化が進んでいないとかいうような部分を支え合って、相談されたらサポートできるというようなところをネットワークであるとか、あるいは地域のハブ的な博物館とか、全国のハブ的な博物館がサポートしていけるというようなところをやっぱり輪を広げていくという、その輪というものが登録なり認証制度の博物館の輪を広げていかないと、法律が結局、絵に描いた餅になってしまうというところを、実際の制度としてどういうふうに定着させていくのかというのが、これからの部会に

も課せられた1つの大きな課題なのかなと思いました。よろしく願いいたします。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

かなりまとめていただいたような感じがして、すっきりしたのではないかと思います。その中においても課題がたくさんあるなと発言を聞きながら思いました。手が挙がっていない人と言ったら、出光さんと目が合いましたので、出光さん、お願いします。

【出光委員】 出光美術館の設立時は出光興産という企業の広報部だったわけなのですが、登録博物館のメリットというのが税制のところがすごく大きいのであるならば、ありとあらゆる株式会社というか、利益追求型の機関も評価に入れる場合に、すみません、うまく言えなくて。やはり税制面を優遇しつつ、利益追求も認めてしまうのであれば元も子もないといえますか、株式会社の美術館で登録博物館になりたいところが結構多くなってしまうのではないかとというのが1つと、逆に利益追求で公益性も両方保って今やられている美術館であるならば、何も苦勞してまで登録博物館になる必要もないのではないかとこのところで、いま一度登録博物館のメリットって一体何というのが、私、聞いていてすごく感じました。

逆に企業の博物館が登録になることによって、いろいろな意味での足かせが課されるのであれば、登録博物館に逆になりたがらないところが多いのではないかと思いますので、確かに設置者ではなく中身の審査が必要なのですけれども、そうした場合に博物館の設立母体に合わせたメリットの細分化といえますか、こういう美術館の場合はこういう税制面での優遇は受けられるけれどもこれは受けられないとか、そういう何かもっと細かい枠組みが必要になってくるような気がいたしました。

それと、現在、私どもは、すみません、大学と博物館と両方いる身で、学芸員実習というのが登録博物館の学芸員のボランティアワークにどうしてもなっていて、今のこの書面の議論の中で言うと、どうしても登録博物館って資金的なメリットのところに論が集中していると思うのですけれども、先ほど川端先生もおっしゃったように、学芸員をもう1人採用できるような人材的なメリット、配置というんですか、それが必要なのではないかと考えています。そうした意味では、もう少し例えば学生の美術館へのインターン制度の導入とか、また、インターンを利用したほかの学芸員同士の交流などなど、学芸員が一生懸命教えた学生が美術館に戻ってきて働いてもらえるような、そういうようなネットワークというんですか、人材的な社会と博物館を結ぶようなネットワークがうまくできればいいなと思っております。

すみません、うまく整理できず、以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

必要な問題点を出光の立場で発言していただきまして、非常にすっきり話を聞くことができたように思います。ただ、この中でもメリットは何かということと、評価をどうするかという 2 本立てで話が動いていくとなかなか整理がつかないので、ここからメリットという部分と審査をするか、しないか。しなければいけないと思っていますが、した場合にどう審査にするか、評価書はどういうふうに作るか、そういったことと分けて考えていきたいと思うのですが、ワーキンググループでもメリットというのはかなり突っ込んで話をされたのではないかと思いますので、そのところに焦点を絞ってワーキングの一員でもあった佐々木さんなどは意見ありますでしょうか。

【佐々木委員】 ありがとうございます。佐々木です。メリットの部分は今、委員の皆さんから御発言がありました。収蔵品の管理、保存という、島谷座長もおっしゃった目に見えない基本のところをしっかりとやるというのが、登録審査には欠かせないベースとしてある。そういう考えがこの基準や審査があると思っています。審査の過程でじわじわと体力を上げていくというようなところが、底上げという言葉に込められた中身ではないかと捉えています。

もう一つ、浦島委員からあった個性の話とつながると思いますが、新たな審査を経る過程で、各施設の使命、ミッション、また、個性をより明確にしていって、自分たちが何を目指すのかというところを取組や資源を集中させていく、そういう後押しをすることがあるのかなど。ですので、画一化するよりも、むしろ個性化を促していく。自分たちは何をもちて社会に訴えていくのか、自らを省みて社会にとってどういう立ち位置にあるかを、第三者組織の専門家と対話をしながら見直す。直接のメリットではないかもしれませんが、ミュージアムのありようということでは、そういうところがメリットになると捉えております。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございました。

小林委員、いかがでしょうか。メリットについて、まず。

【小林委員】 本当にいろいろな問題があるのですがけれども、基本的に半田さんのおっしゃったことに近くなってしまうのですがけれども、それから、太下さんか言ったこととも関係してくるのですがけれども、今回、何らかの形で法律を改正する。あるいは新しい法律を作るでも何でもいいのですがけれども、そういったときに、これはチャンスだから、ここで思い切

って予算を取るということになると思うのです。その規模感というのが私は気にかかっていて、このチャンスは逃したくないなどは思っています。

そのときに底上げの問題というのがもちろんあるのですけれども、全部を底上げするという話ではないと思うのです。選別はしないのだけれども、少なくとも頑張ろうとしているところが頑張れるようにするというのを考えたときに、それは今例えば 4,000 館だか 5,000 館だかある博物館のどれどれくらいを想定する必要があるのではないかと考えています。それで、全部に対して、例えば学芸員 1 人を雇用する分をつけると、どの程度の予算が必要なのだとか、本当にただのシミュレーションでいいと思うのです。何か具体的な数字が出てきたほうがいいのではないかと考えています。

それで、その審査の問題にも関連してきますが、博物館に解決していかなければいけない課題があり、それもそれぞれの館とか、館種によっても違うという中で、今回全て解決していきましょうというのは無理だと感じています。それで、博物館政策を変えていくときに、今回の法律の改正で例えばこの 20 年ぐらい恒常的に、例えば何億円予算が必要だということをお明らかにしておく必要があるのではないのでしょうか。そして、例えば 5 年ごとに事業を回していけば、この課題が 1 つずつ解決していきますといった方法等を、整理をして考えていかないと、本当に絵に描いた餅になってしまいます。また、せつかくの予算取りができなくなってしまうのではないかなという心配を少ししています。

先ほどからの意見もありますけれども、細分化をしていくということもそうですし、例えば細分化して一挙に解決しようではなくて、その細分化の 1 つの課題を解決するのにどのぐらいの時間がかかって、そこにどのぐらいのお金を投入していくのかということも含めて考えていく必要があると思います。例えば、ワーキンググループのほうで話したのですが、学芸員の、例えばサバティカル制度みたいなものを入れたらどうですかという話をしました。そのような仕組みはずっと恒常的にもあっていいと思うんです。しかし、例えば施設の改善も含めてデジタル化の推進だとか、ある時期に特定のやるみたいなものもあると思うので、少し整理をして考えていく必要があると思っています。

そういうことも含めて、その審査というようなことにも関わってくるのだらうと考えています。私自身、余りにいろいろな課題がある中で十分に整理できていないというのが正直なところです。申し訳ありません。以上です。

【島谷部会長】      どうもありがとうございました。



博物館、美術館が大変たくさん抱えているというのは、本当にこの場に、リモートに参加してくださる各委員はみんな認識できていると思います。その上でこの博物館法の改正に当たって、どういうふうな刺激を与えてもらえることができるかということにつながっていくと思うのですが、文化庁さんが全部の博物館を全て助けるということは現実的に不可能と言っているというのは、この部会が立ち上がったときに私が最初に言ったと思います。まずは、やる気のあるところを助けるということになるかと思うんですね。そこをどうやっていくかということなのです。この部会で登録制度というのを1つの核としてやろうとしていますので、その登録制度が増えていくことがいいのか、いいというふうな前提で話が進んでいくためには、そのメリットというのをもう少し追求しなければいけないと思っております。

審査の在り方であるとか、人の増やし方とか補助金の出し方とかというのはシミュレーション次第で、事務局でもあつという間にできてしまうと思うのですが、登録制度ができて、こうなったらこんなにいいよというようなものがないといけないのと、先ほど意見として出た、1館に学芸員を1人ずつ増やすというような現実的ではない話にしても、こういう業務をやってくれるのであれば、5年間なら5年間は補助金をつけるよというような形は可能かもしれません。未来永劫、学芸員をつけ続けるというのは不可能だと思いますね。

外国に博物館に、企業が、例えば三菱であるとか、国際交流基金であるとかが学芸員をつけてあげている例はあると思うのですが、それは未来永劫ではありませんので、そういった点を考えるために、繰り返し言っておりますが、ここで外に対して分かりやすく登録制度のメリットというのをもう少しこの場で論じていただいて、それを踏まえてワーキングでもう1回やっていただきたい。ここは、みんなが認識している博物館の問題点だけを出すという会議ではないと思っておりますので、ぜひ登録制度を充実させていくのだったら、そのメリットは何だろうというところを、それは財政的なものなのか、そうじゃないのか、それを含めて御意見を頂戴したいなと思っております。

手が挙がりました。太下委員、お願いいたします。

#### 【太下委員】

今、小林さんがシミュレーションということをおっしゃったので、さっき言わずにおいたことを言おうかなと思います。もし登録制度を改革したた場合、登録館が最大5倍に増える可能性があるわけですね。それで、現状の支援を倍ぐらいにすると、最大で10倍ぐらいの支援金額が必要になりますというお話を先ほどしました。一方で、仮に1館に1人、人材を増

やすということになると、これは今、登録館が1,000館ぐらいあるわけですから、ここだけやっても50億円規模の件費が必要になります。そして、未来永劫50億円プラスになります。

この500億円は最低限の件費単価です。仮に事業費も同程度つければ、未来永劫毎年100億円が必要になります。そして、これをさらに登録館を倍ぐらいに増やすのだとなると、毎年度、未来永劫200億円かかります。逆に言うと、そのぐらいの規模のインパクトを目指すのであれば、非常に有効な政策になると思います。この登録の拡充という手段は。逆に、そうでないのだとしたら、もう少しフィジブルなやり方も検討の対象になってくるのではないのかなと思います。どのぐらいの規模感の政策、フィジブルな政策を考えているのかというのは、一度議論する必要があるのではないかなと思います。

以上です。

**【島谷部会長】** ありがとうございます。

どなたか、手が挙がっていたのでしょうか。そうではない。私自身がよく把握できていないのですが、登録制度イコール補助金の充実ということにつながるのでしょうか。そういうことではないと私は認識しているのですが、どうも何か違うほうに論点がずって行ってしまうような気がするのですけれども。

**【太下委員】** いや、そういう議論でももちろんいいのですけれども、私はやっぱりお金によって人が増えるということがミュージアムにとって一番のインパクトだと思うのです。逆にそうではないというのであれば、このメリットをよっぽど明確化していかないと、この登録の改変についてのメリットは絶対に社会に伝わらないと思います。

**【島谷部会長】** 太下委員のおっしゃるとおりで、私も現実的に助成金なり補助金なり、そういった金額が、大きい金額が物すごく必要であるというのは、十二分に理解している1人ではあります。この登録制度でそういうふうになると私自身は認識ができていないので、違う土壌で皆さんが話をしているということになると、話がややこしいことになります。小林委員、後でまたお願いしますけれども、事務局としてこの登録制度で補助金がこんなふうに、金額はいつでもいいのですけれども、劇的に増えるというようなことはあるのでしょうか、まず。

**【稲畑補佐】** 事務局です。中間報告にも書いてございますけれども、連動する振興策については、ぜひ議論すべきであるということを書かせていただいている、その1つの選択肢として、当然、国からの予算というものも選択としてはあり得るかと思っておりますけれど

も、それはあくまで連動するものでございまして、登録制度自体は、その法改正を行う登録制度のそれ自体のメリットをまずは御議論いただきたいと思います。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

小林委員、お願いいたします。

【小林委員】 そういうことなのだと思うのですけれども、つまり、登録をしたら手を挙げるができるということだと思いませんか。ですから、様々な補助金ができるのか、何か支援策ができたときに、誰もが手を挙げられるのではなくて、登録制度の人が手を挙げられるということなのだと思います。だから、みんな、登録制度をした人たちに押し並べてみんなにお金が配られるということではないのだと思います。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

それだとすっきり腑に落ちる感じが私はしますので、何も知らない人に同じようにお金が行くということではなくて、その資格審査なり、そういったものをクリアしたところにお金落ちるし、こういう仕事をするというところに補助金が行くということが文化庁の今の、これ、発言で記録に残るとよくないのでしょうかけれども、体力の限界かなとは思っております。

今、各委員からいろいろ意見をいただきましたけれども、行政の立場で何か一言御意見を賜ればと思いますが、いかがでしょうか。お願いいたします。美濃加茂市の市長さん。

【伊藤委員】 美濃加茂の伊藤でございます。地方の博物館、小さい博物館を持っている自治体の代表という立場で少しお話をさせていただきたいなという気がします。今回、この法改正、制度改正によって、分野のイメージの中に地域振興、まちづくりという言葉を入れていただけたというのは本当にありがたいと思っています。私どもとしても、ぜひ、先ほどの皆さんのお言葉であったのですけれども、やる気のある、そういった団体、そういった組織に対して財政的な支援も含めてなのですから、何らかのメリットがあるという、そういう仕組みになれば大変ありがたいなと思います。

今、横浜市においては文化の森というのがあるのですけれども、やはり私どもの歴史や文化、そういったものを、偉人であったりとか、当時の本物を学びながら、子供たちにふるさとの誇りを持たせる、持ってもらおうという、そういう施設として運用しています。博学連携ということで小中高が全てここへ来て、定期的な勉強をしています。当時の生活や歴史などを勉強して、それも地域の方が、当時のことをしっかり伝える方が周りにどんどん増えてき

ているんですね。これは職員の努力だと思いますけれども、そういった地域とのつながりができてきて、ここで地域の誇りを子供たちが学んでいる。そんなような場所でもあります。

実は設置から20年がたちまして、実は今年の成人式、コロナ禍でなかなか思ったことができなかつたのですけれども、20周年、20年前の子供たちが来た社会、当時の写真とか、当時に書いてくれた手紙をずっと張り出したんですね。職員、頑張ってくれました。そうしたら、成人式の帰りに多くの方たちが、順番はありましたけれども見てくれて、当時、こんなことをやっていたんだとか、うわ、当時、怖かった思い出があるわとか、実は僕、これを見て今の進路を決めたんだとか、本当にいろいろなアンケートを書いてくれて、本当に涙が出るぐらいうれしい言葉をもらいました。そういった子供たちもコロナの中で、本当に自宅学習をやらなければいけない環境があつて、自主学習をやってほしいと、本当にこれは要望したのですけれども、何千、二千数の郷土に対する、自分がこうやって勉強したよ、自分の町にはこんなことがあるよという自主学習の結果が出てきました。これはもう本当にこの文化の森があつたおかげだと思っています。

今回、ギガスクールが始まる中で、当然、子供たちもタブレットを持ちながらやるわけですが、現場の本物といかに結び合わせるか、そういう拠点としてこれからもやっていきたいと思っています。そして、私どもは広葉樹の山が非常に多い地域でございますので、里山というものをキーワードにしまして、里山千年計画というのを立てました。里山伐採から、活用から、地域循環を目指していく。日本の原風景である里山の資源を活用して、当時の暮らしであるとか、これから科学的な分野で、いかに活用できるか。防災上もどう必要なのか、こんなような学習を今進めています。今回、STEAM教育をこれで連携させるということで、里山STEAMと題しまして、今年からですけれども、SDGsの取組もこの文化の森で学習できるような環境を整えていきたいと思っています。ですから、これまでの歴史とか、社会的なものと比べて、さらに足して自然文化、自然科学、こういったものをしていきたいと思っています。

そういった意味で、やっぱり動くのは施設ではなくて中にいる人です。学芸員が本当に頑張ってくれています。それは彼らが手作りの資料を作ってくれて、非常に親近感のある資料を作って提供してくれまして、子供たちはそれを見て本当に自分事として勉強に、きっかけを作ってくれています。疑問を持たせるように本当に上手に話してくれますし、そういった人とのふれあいで子供たちが、あ、何だろうとか、よし、自分でやってみようという思いができつつある。そういった場所だというふうに本当に大切な施設であると思っています。今

回、改正されるに当たって、このまちづくりということを入れていただいているというのは本当にありがたいと思っていますし、そのためにさらにやはり財政的な支援をいただいて地域の誇りづくりの拠点としての継続ができるような御支援はいただきたい。

それから、私どもの周りにも村、あるいは町もあるのですが、そういうところにも本当に当時のいろいろな歴史の史料館、本当に小さなものですが、こういったものを大事に育ててみえる、そういった町、村もあるんですね。そういったところは規模感が全く違っていて、10万円の何らかの補助金がもらえれば大変ありがたいというレベルの自治体、あるいはそういう施設もあるわけです。ですから、先ほどおっしゃっていたのですが、こういうことで地域を盛り上げたいのだ、子供たちの人材育成につなげたいのだというやる気のあるところに対して何らかの財政的な支援がいただける制度につながれば、自治体としては非常にありがたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。

先ほどの小林委員の意見を受けて、今、美濃加茂の市長からの発言がありました。そういったことを踏まえながら、この登録制度が生きてくるようになればいいと思いますので、支援というのは黙ってもらえるものではなくて、準備をして、これをやりたいから補助金が欲しいとか、人が欲しいとかということになっていくと思います。やはり博物館、美術館において、人が財産であるというのは、私もかねてより非常に痛感しております。その人的資源を財産として育成していく、博物館がSDGs的な考えで継続的に発展していくためにはやっぱり人が大切であるということ間違いのないことかと思えます。どうもありがとうございました。

逢坂委員、手が挙がっていましたが。

**【逢坂委員】**

皆様がある程度述べてくださったことなのですが、今回、登録施設、相当施設といういろいろな区分けがある中をある程度皆さんが登録できるように変えていくということは必要かと思えます。ただ、そこで問題になるのが、どういう施設を美術館とするのかということになるのではないのでしょうか。

美術館というタイトルがついていても美術館の条件を満たしていないところも日本では多々ありますので、間口を開いて登録数を増やすということであれば、美術館、博物館の定義をどういうふうに制定していくかがまず必要かと思えます。そうでなければ、かなりの数

が登録されて、まずは自助、自分たちで頑張る足りない分は相互ネットワークを作りなさいというふうになると、なかなか活動が停滞してしましまして、本来、文化施設の質を上げるためにこの博物館制度を変えていこうという目的から少し乖離していくのではないかなと危惧しております。まずは美術館や博物館の定義をもう一度、再確認することも必要かと思っております。

【島谷部会長】      ありがとうございました。

さっきチラッと宮崎委員の姿が映ったのですけれども、宮崎委員が入ってくださっていますでしょうか。

【宮崎委員】      感想というか、今までのお話を伺って思うところを述べさせていただきたいと思います。今、逢坂先生もおっしゃったのですけれども、登録とか、あるいは更新とか認証というのはやっぱり方向を示すことだと思うんですね。どういうものを登録施設としてふさわしいとみなすかということを示す行為でもあると思うんですね。そのときに、私、前、大学の博物館相当施設を東京都に認定してもらったときに思ったのですけれども、やはり外からの、ある意味で外圧を利用して中を充実させるということは、どこでもあり得ることだと思うんですね。

ですから、そのときに適切なことをやっぱり基準というか、そういうことを示していただくことというのは、実はその質の向上にも当然つながることだと思いますし、今回、この登録ということをもたして、さらにその認証とか、そういう形で更新していく際には、やっぱりそれが担保できるような方向性を示した上で基準が示せるようなことが一番大事になるのではないかなと思うんですね。その登録ができれば、その後にもまた今全体の政策がそうだけれども、選択と集中ですか、そういう方向にどうしてもなっていくのかなという気がして、ただ、それはやっぱり、そのまま進んでしまうと少し危惧される場所がありまして、選択のときに現場の状況から見て、例えば美術館とか何かでしたらば、その保存。

つまり、保存ということの中には、実は研究も含まれるのですけれども、そのものについて調査して、深く理解しているいろいろな関連の事項を把握しておくという、そういう声が絶対に必要だと思うので、保存、活用というのが今ワンセットになっていて、活用のほうを、もちろん活用のほうですばらしい業績を上げるということもあると思うのですが、やっぱり保存のところ、今の行政の用語で言うと保存のところを担保するような、例えばそういうことができる学芸員を置くとかという形で、何らかの形でそういう方向性の中に、単にデジタ

ル化せよとか、そういうことだけではなくて、一番基本になるところは示すことで、ある程度最低限、自助の形で人を——私が具体的に知っている学生などが働いているのは公立の美術館であっても、本当に事務的なことも含めて、そのできる人が限られていて、しかも、学芸的な知識を持った人がいなくて、先生方が代わりばんこに来て、ほとんどそういう仕事にはタッチできない。

やっている人は1人か2人というような話を聞いたりするので、実際にそういうのを担っている人を評価して、そういう人たちが必要だということを示せるような、そういう登録の際、あるいは認証の際に、その審査の際にそういうことをできたらいいかなど。つまり、外圧を利用して中を少し変えてもらえたら、そうすれば少しはいいほうになるかなという気が、そういう希望を持っています。ただ、やりようによっては何か思っていたのと全然違うほうに行ってしまうおそれあるのですけれども。

あともう一つ、ネットワーク化とか、そういうことが出ていたのですが、それは本当にすばらしいと思うのですが、本当に小さい館がネットワークに参加していくために一体誰が担えるのかという、そういう人もいないような、つまり、そういうところこそネットワーク化が必要だとすると、中心になるところがそういうふうなことをある程度担えるような人材を配備してくれていないと、それぞれの館がそれに人が割かれてしまう。

前、大きな博物館などでも、デジタル化でその画像を作って公開せよということが至上命令になって、学芸の人たちがほとんどそれにかかなり忙殺されて、でも、なかなか十分なものができないというようなことも、嘆きを聞いたりもしたこともあるので、ネットワーク化とかデジタル化をするのであれば、やっぱりそれはそれで今いる人材に全部それをやれとか、あるいは新しく手を挙げられるようになったのだから申請せよと言われても、もうそういう申請をするのに割ける人材がいなくて多いところとかかなり問題だということ、皆さんも重々、今までの議論の中で随分出てきていると思うのですけれども、絵に描いた餅的にどうしてもなるかもしれないところを少し感じたのと、でも、それを具体的に何とかうまく今回の法改正でそれが少しでも解消できるようなことは何かということ、それは具体的ないろいろな場面でのやり方によってしまうのかなというふうな気がします。

でも、そのときにやっぱり現場の一番何かやろうとしているところの声をある程度反映させた形で、それに応えるような形で改正がうまくよい外圧になるといいかなど、これは感想でしかないのですけれども、そう感じました。失礼します。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

いろいろな問題点をさらに指摘していただいて、論点が整理できたのではないかと思います。ネットワーク化のことであるとか、いろいろ協議しなければいけないことは出てくると思うのですけれども、今日はもう時間がございませんので、今日はどういうふうに審査していくか、審査基準はどうするか、メリットは何であろうかというのは、もう少し突っ込んで話したかったですけれども、博物館、美術館のそれぞれが持っている問題点が余りにも多過ぎるとというのが共通したところではなかったかと思います。

それを踏まえた上で、もう一度整理をしてメリット、審査をする、全員助けるのではないのだと。例えば登録制度に認証なり、登録されれば、そういった補助金であるとか、いろいろなものに参加する権利があるのだとか、そういうところをもう少し精査していただけると、この登録制度のメリットというのがさらに際立ってくるように思います。

司会進行があまりうまくいきませんで、一通り各委員には発言をしていただきましたけれども、残念ながら時間が参りましたので、ここまでということになります。最後に事務局から連絡事項があればお願いいたします。

**【稲畑補佐】** 事務局でございます。今日は御審議、ありがとうございます。オンライン参加で、もし不都合があったような場合、事務局にまた御連絡いただけましたら改善してまいりますのでよろしくお願いいたします。

本年度の博物館部会は今回が最終回ということになります。また来年度からも審議をぜひ継続していただきたいと思っておりますけれども、来年度の日程については、別途日程調整も御相談しておりますけれども、別途連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**【島谷部会長】** ありがとうございます。

発言の機会が限られているということで、一度にたくさんの発言をしようという各委員の気持ちはよく分かるので、次回以降はもう少し発言の時間を短くした状態で、テーマを絞って進行していけたらいいなと思っております。

それでは、第2期第7回の博物館部会を閉会いたします。今期の博物館部会の審議も今回で最後ということで、委員の皆様におかれましては、本当に貴重な意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。また、ワーキンググループにつきましては、今回、議論の中間報告をいただきましたが、引き続き年度をまたいで取りまとめに向けた議論を進めることとなりますので、小林委員、佐々木委員、半田委員、浜田委員におかれましては、



引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

— 了 —